

相談したい

地域包括支援センター（裏表紙参照） ■開設時間：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時30分

新潟市が市内に30か所（各区3～5か所）のセンターを設置しています。高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、主任介護支援専門員、社会福祉士、保健師などの専門職が中心となって、健康・福祉・介護など様々な面から高齢者を支援する機関です。

認知症に関する様々な相談にも対応しています。（裏表紙参照）



行政等の相談機関 ■開設時間：月曜～金曜（祝日・年末年始除く） 午前8時30分～午後5時30分

①各区役所健康福祉課 介護保険や高齢者の福祉制度などに関する相談窓口です。

北区 健康福祉課	高齢介護係	025-387-1325	秋葉区 健康福祉課	高齢介護担当	0250-25-5679
	地域保健福祉担当	025-387-1345		地域保健福祉担当	0250-25-5695
	北地域保健福祉センター	025-387-1781	南区 健康福祉課	高齢介護担当	025-372-6320
東区 健康福祉課	高齢介護担当	025-250-2320		地域保健福祉担当	025-372-6395
	地域保健福祉担当	025-250-2370	西区 健康福祉課	高齢介護担当	025-264-7330
	石山地域保健福祉センター	025-250-2901		地域保健福祉担当	025-264-7453
中央区 健康福祉課	高齢介護担当	025-223-7216		西地域保健福祉センター	025-264-7731
	地域保健福祉担当	025-223-7039		黒埼地域保健福祉センター	025-264-7474
	東地域保健福祉センター	025-243-5312	西蒲区 健康福祉課	高齢介護担当	0256-72-8362
	南地域保健福祉センター	025-285-2373		巻地域保健福祉センター	0256-72-7100
江南区 健康福祉課	高齢介護担当	025-382-4383			
	地域保健福祉担当	025-382-4138			

②こころの健康センター こころの健康や精神疾患に関する相談窓口です。

内 容	電話番号
【電話相談】 月曜～金曜 午前8時30分～午後5時（祝日・年末年始除く）	025-232-5560

新潟県認知症コールセンター

認知症についての悩みや疑問について、相談員（認知症介護の専門家や経験者）がご相談をうかがいます。（相談費用は無料です）

相 談 電 話	025-281-2783 にちしゅうな や み
相 談 時 間	月曜～金曜 午前9時～午後5時（年末年始及び祝日除く）
所 在 地	中央区上所2-2-2 新潟ユニゾンプラザ3階（新潟県社会福祉協議会内）

認知症の人と家族の会

認知症の人と介護家族並びに「認知症」に関心を持つ人々による自主的な団体です。
介護の悩み相談や情報交換など参加者の交流をはかるため、月1回「つどい」を実施しています。

お問い合わせ 認知症の人と家族の会 新潟県支部

新潟県糸魚川市竹ヶ花 45 金子方 電話／FAX 025-550-6640

認知症カフェ 福祉部地域包括ケア推進課へ 電話 025-226-1281

認知症の人とその家族、地域の人や専門職の人などが気軽に集い、楽しく過ごしながら仲間づくりや情報交換をする場です。同じ立場で経験を共有したり、参加者同士やスタッフで認知症の相談に応じたりすることもあります。

開催場所や開催日、連絡先等は新潟市ホームページに掲載しています。



新潟市 認知症カフェ

検索



認知症サポーター

認知症サポーター養成講座（P.22 参照）を受講し、正しい知識と理解をもち、地域で認知症の人や家族に対してできる範囲で手助けする地域の応援者です。

近所や友人づきあいの中でさりげなく気にかける、困っていることがあれば親身に話を聞くことや、認知症カフェなどの開催、参加の手助けなどの活動をしています。

介護保険サービスの利用

お問い合わせ：地域包括支援センター（裏表紙参照）・区役所健康福祉課・
地域保健福祉センター（P17 参照）

介護保険制度（手続き、サービス、費用など）について詳しく記載がある「介護保険サービスガイド」を区役所などで配布していますので、ご覧ください。



おれんじサポート（認知症初期集中支援チーム）による支援

40 歳以上の在宅生活をしている人が、認知症の症状などでお困りの場合、専門職からなる「支援チーム」が自宅を訪問し、必要な医療やサービスの導入やご家族への支援などを初期の段階で集中的に行うことで、自立生活をサポートします。

例えば…

- ・専門の病院を受診したいがうまく受診につながらない。
- ・介護保険サービスを利用したいがうまくつながらない。
- ・認知症による症状が強く、介護や対応に困っている。

⇒まずは、お近くの地域包括支援センターにご相談ください。（裏表紙参照）

受診したい

かかりつけ医

認知症の早期発見は、その後の治療や生活において重要となります。日ごろ受診している開業医または病院に、ご相談ください。

受診の際は、日頃の気になる症状をメモし持参したり、ご本人のことがよく分かる人がいれば、付き添っていただくとよりよいです。

なお、認知症に関する正しい知識と理解について研修を受講した医師や、「認知症サポート医」もいます。

新潟市認知症 サポート医

検索



認知症疾患医療センター

認知症の鑑別診断や医療相談を行う、認知症の専門医療機関です。新潟市内には2か所設置しています。受診歴がなくても、相談もできます。

新潟市内の認知症疾患医療センター

名 称	所 在 地	電話番号	相談対応時間
総合リハビリテーションセンター・みどり病院	中央区 神道寺 2-5-1	025-244-5566	月曜～金曜（祝日除く） 午前8時30分～午後5時30分
白根緑ヶ丘病院	南区西白根 41	025-372-4107	月曜～金曜（祝日除く） 午前9時～午後5時

かかりつけ医がない場合は、地域包括支援センター（裏表紙参照）に、ご相談ください。

財産・権利のこと

日常生活自立支援事業

福祉サービスの利用や金銭管理などに不安のある高齢者などのお手伝いをします。

お問い合わせ 新潟市社会福祉協議会あんしんサポート新潟
中央区八千代 1-3-1 総合福祉会館 1 階 電話 025-243-4416
月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

成年後見制度

認知症などにより判断能力が不十分になった人が、自分の権利を侵害されたり金銭搾取などの財産侵害などにあつたりすることがないように法律的に保護し、支援する制度です。

お問い合わせ ・各地域包括支援センター（裏表紙参照）
・新潟市成年後見支援センター
中央区八千代 1-3-1 総合福祉会館 1 階
電話 025-248-4545 月曜～金曜（祝日、年末年始を除く）午前 9 時～午後 5 時
メール相談 kouken-niigata@syakyo-niigatacity.or.jp

なお、費用を負担することが難しいために成年後見制度を利用することができない人に、経費の一部を助成する「成年後見制度利用支援事業」を実施しています。

お問い合わせ 各区役所健康福祉課高齢介護担当（P.17 参照）



早く専門家に相談することで、
あなたの人生を自分で選択することができます。
そして、さまざまな準備をすることができます。
早く相談すれば、あなたは早く理解ある人に出会えます。
あなたの人生をよりよく生きる時間とヒントを得ることができます。
早期に支えを手にすることで、あなたが前向きに
歩む可能性が広がります。

DC - NET もしも認知症

検索 



その他の支援・制度

運転免許証の自主返納について

高齢や病気、認知機能の低下などにより運転を続けることに不安がある人、また、そのご家族の相談窓口として、運転免許センターに「安全運転相談窓口」が設けられています。運転免許証の自主返納や運転経歴証明書の申請についても相談できます。

運転免許証を自主返納した人は、申請により「運転経歴証明書」が交付されます。公的な身分証明書としても使えます。(交通違反等により免許取消しとなった人などは申請できません)

※手続きの方法等詳しくは新潟県警のホームページをご覧ください。

新潟県警 自主返納

検索



新潟県運転免許センター 高齢運転者支援係

安全運転相談ダイヤル #8080 (シャープ ハレバレ)

月曜～金曜(祝日、年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時

高齢者運転免許証返納サポート事業 市民生活部市民生活課へ 電話：025-226-1113

運転免許証を自主的に返納される65歳以上の人を支援します。

支援内容：①区バスの運賃割引(新潟市の支援)

運転経歴証明書の提示で半額になります。

②市内のハイヤー・タクシー運賃の割引(タクシー事業者の支援)

運転経歴証明書の提示で1割引になります。

※詳しくは新潟市ホームページをご覧ください。

新潟市 運転免許証返納

検索



徘徊高齢者等の家族支援(位置検索性端末の貸与) 各区健康福祉課高齢介護担当へ (P.17 参照)

認知症などにより徘徊が見られる高齢者を在宅で介護している家族に、位置検索性端末を貸与し、そうした行動が見られた場合に、24時間体制の検索センターで位置を確認し、搜索のお手伝いをします。

税の控除(障がい者控除対象者認定書) 各区健康福祉課高齢介護担当へ (P.17 参照)

要介護認定者など、身体や日常生活の状況などが障がい者に準ずると認められる65歳以上の人について「障がい者控除対象者認定書」を交付しています。

税申告時にこの認定書を提示することにより、本人やその扶養親族の人が障がい者控除を受けることができます。